

案件概要書

2015 年 10 月 27 日

1. 基本情報

- (1) 国名：キューバ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ピナル・デル・リオ県、シエンフエゴス県、ビジャ・クララ県、サンクティ・スピリトゥス県、シエゴ・デ・アビラ県、カマグエイ県、グランマ県及び青年の島特別行政区
- (3) 案件名：米種子生産技術向上のための機材整備計画（Proyecto para el mejoramiento de la tecnología de producción de semilla de arroz）
- (4) 事業の要約：本事業は、キューバの対象 7 県及び 1 特別行政区において、米種子生産と処理に必要な機材を供与することにより、優良品種の米種子生産の増加を図り、もって同国の農業開発に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
キューバの主食である米の自給率は約 40%（2011 年、食料自給率は約 30%）とされており、国内での米の増産及び輸入量削減に向けた米の生産性向上はキューバ政府の米総合開発計画下でも優先課題となっている。我が国は、「中央地域における持続的稲作技術開発計画調査」（2003-2006 年）の結果に基づき、米の増産のために地域特性に適した優良品種を導入し、その種子を生産するための技術協力を 2008 年から実施してきたが、今後米の増産につなげていくためには高品質の種子の増産及び主要な米生産地への米種子の拡充を図ることが必要である。しかしながら、米種子の生産に必要な既存機材の老朽化に加え、大規模国営農場から農業協同組合形態や個人農家へと経営形態の移行が進む中、増加する組合や個人農家が使用できる機材が非常に限られている。協同組合及び個人農家が効率的な種子生産を行うには、種子生産技術普及に加え、機材へのアクセスを改善することが必要である。本事業は、米の主要生産地あるいはキューバ政府が戦略的に米生産の拡大を図る地域を対象にし、種子の生産と処理に必要な機材を整備するものである。

- (2) 農業セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対キューバ共和国国別援助方針（2014 年 4 月）では、重点分野を①「農業開発」及び②「持続可能な社会・経済開発」としており、本件は①「農業開発」の協力プログラム「食糧増産プログラム」に合致する。また、我が国はキューバにおいて稲作振興のための技術協力を過去 10 年以上にわたって継続的に実施し、優良品種の米の種子の生産技術の移転と普及を図っている。

- (3) 他の援助機関の対応

持続的な食料生産（畜産、水産含む）のための協力を実施している主な援助機関は、国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機関（FAO）、欧州連合（EU）及びスイス開発庁である。稲作開発においては、ベトナムが 2010 年から 2015 年（5 年間）を協力期間として、大型農業機材（ブルドーザー、バックホー等）の導入、倉庫の改善及び稲作普及活動を、主に西部及び中部地域を対象に実施している。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、キューバ政府の課題・開発政策、我が国の援助方針にも合致することから、我が国が本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

なお、キューバの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

昨年年末以来の米・キューバ間の関係改善に向けた動き等のキューバを巡る国債情勢の変化、昨年の日キューバ交流 400 周年等を通じた両国関係の発展、及びキューバ国民が直面している様々な課題の克服に向けた協力の必要性等により、2015 年 5 月に我が国外務大臣がキューバを訪問した際、無償資金協力の開始を表明しており、本案件を通じ、二国間関係の更なる強化に寄与する（「外交的観点」）。

キューバは、その未返済債務がパリクラブで取り上げられており、その返済能力の観点から有償資金協力は困難であり、また、新たな債務負担を課すことが適当でないと判断できる（「債務状況」）。

本事業は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、キューバの対象 7 県及び 1 特別行政区において、米種子生産と処理に必要な機材を整備することにより、米種子生産の増加を図り、もって同国の農業開発に寄与するもの。

② 事業内容

- i. 調達機材の内容：回転式耕運機と駆動輪付トラクター、自走式田植え機、植え付け用トレイ式播種機、コンバイン、乾燥機
- ii. コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：機材の操作、安全装置、メンテナンス、トラブル対策、修理に係る実践的な研修を想定。詳細は協力準備調査にて確認する。
- iii. 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

③ 他の JICA 事業との関係

技術協力プロジェクト「中部地域 5 県における米証明種子の生産に係る技術普及プロジェクト」（2012-2016 年）及び技術協力プロジェクト「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」（2016-2019 年予定）と本事業の対象地域は同じであり、両事業の連携により、対象地域における米種子生産の拡充を促進する。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

農業省 (Ministerio de Agricultura) 及び農業公社グループ (Grupo Empresarial Agrícola)

② 他機関との連携・役割分担

ベトナム等他国・他機関による協力との連携の可能性及び重複の有無について

は、協力準備調査にて確認する。

③ 運営／維持管理体制

機材は農業公社グループ下にある各県の各農業公社等に配置され、農業公社グループと契約関係にある農業協同組合を介して米種子生産者に対して貸与される。機材の保管及び修理・維持管理については農業公社グループの責任となる。対象となる農業公社グループの運営／維持管理体制、技術的・財務的能力についての詳細は協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項

特になし。

(5) ジェンダー分類

協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズを確認する。

(6) その他特記事項

特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の対キューバ技術協力プロジェクトにおいて、本邦調達による機材供与に際し、通関手続や輸入制約条件の確認に最大で 1 年の時間を要したことがあった。

本事業の協力準備調査においては、通関手続及び官報で規定されている輸入制約条件や輸入許可手続を関係機関と確認するとともに、必要な許可の取付けに係る調整を行う。

以 上

[別添資料] 地図

「米種子生産技術向上のための機材整備計画」事業対象地域地図

